

平成 17 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社夢真ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 佐藤 眞吾  
(コード番号 2362 大証ヘラクレス)  
問 合 せ 先 社長室室長 島田 健司  
(TEL 03-3983-5664)

### 日本技術開発株式会社定時株主総会における当社の質問事項について

当社は、平成 17 年 9 月 5 日付プレスリリース「日本技術開発株式会社の定時株主総会にむけての当社の対応方針について」において、9 月 29 日に開催される日本技術開発株式会社(コード番号 9626, 96261 ジャスダック上場、以下「日本技術開発」といいます。)の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の運営に関し筆頭株主として積極的に関与していくことを表明しております。かかる方針に基づき、当社は今般、本定時株主総会において、商法第 237 条ノ 3 第 2 項に基づき、以下の事項につき説明を求める旨平成 17 年 9 月 26 日付で日本技術開発に通知しましたのでお知らせ致します。

#### 記

#### 1. 大規模買付ルールを導入に端を発する日本技術開発の一連の行動が、日本技術開発の一般株主の利益確保・向上のためになっていると考えている理由

日本技術開発は、大規模買付ルールの導入、株式分割、新株予約権の発行決議、そして株式会社エイトコンサルタント(以下「エイトコンサルタント」という。)との公開買付の完了を条件とした提携など一連の行為は、全て、株主の利益保護の観点から行ったと主張しています。

(ア) しかし、エイトコンサルタントがこれまで提供している情報は、当社が自発的に提供している情報とほぼ大差はありません。エイトコンサルタントが提供している情報のうち、どの点が一般株主にとってより有益な情報なのか、具体的に指摘していただきたい。

(イ) 日本技術開発は、当社が「買収後の経営方針等当社の求める情報をご提供いただけていないため、全体として株主の皆様の利益を損なうおそれを否定できません」と主張しておられるが(日本技術開発平成 17 年 8 月 8 日プレスリリース「株式会社エイトコンサルタントによる公開買付け賛同に関するお知らせ」)具体的にどのような不利益を一般株主に生じさせるおそ

れがあるのでしょうか。日本技術開発の経営陣のいう「おそれ」は、抽象的で実体がない、ほとんど言いがかりともいえるものですが、そのようなことを根拠として当社による資本参加とこれに基づく事業提携という選択肢を一般株主から奪ってよいのでしょうか。

- (ウ) また、エイトコンサルタントは公開買付完了後の方針として「上場廃止となる可能性がある」「上場を維持するか否かについては、現時点では未定」と発表しておりますが、このような買付が「株主の皆様の利益に資する」と判断する理由を教えてください。
- (エ) エイトコンサルタントの公開買付は、応募株券の総数が買付予定数(17,428,387株、議決権比率で50.10%)に満たないときは全部の買付を行わないというハードルの高いものであります。日本技術開発の株価は9月以降概ね200円台で推移しており、このままの株価水準では買付価格を118円とするエイトコンサルタントによる公開買付は見込みがないと思われる、結局、当社による公開買付も不成立、エイトコンサルタントによる公開買付も不成立となり、一般株主は今期11億79百万円にも上る純損失を出した経営陣を交代させる選択肢を失うこととなります。このような結果は、公開買付成立の条件として高いハードルを設けたエイトコンサルタントによる公開買付を日本技術開発の経営陣が支持したときから明らかに予想されたことでもあります。日本技術開発の経営陣の行為は、一般株主の選択肢をつぶしているだけではないのでしょうか。どこが一般株主の利益保護になっているのでしょうか。

## 2. その他の質問事項

本定時株主総会で大規模買付ルールに基づく新株予約権発行について株主の承認を取らない理由

本定時株主総会で株主から承認を得ることなく、今後、特定の株主の持分比率を希薄化させることを目的とする新株予約権の発行を行っても適法であるとする理由

今期11億79百万円もの純損失を出しておきながら、現経営陣が何らの経営責任を取ることなく、退職慰労金を支給される理由

取締役を6名から9名へ増員する理由

日本技術開発の一般株主の皆様におかれましては、何卒当社の方針に対するご理解及びご協力を賜りたく存じます。

以上